

## 船舶事故調査報告書

平成29年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年4月8日 00時55分ごろ
発生場所	愛媛県今治市伯方島南方沖（船折瀬戸） 舟折岩灯標から真方位206° 180m付近 （概位 北緯34° 11.7′ 東経133° 05.4′）
事故の概要	石材砂利運搬船高洲川丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年5月1日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	石材砂利運搬船 高洲川丸、629トン
船舶番号、船舶所有者等	134172、日伸海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視程 約500m 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮流 南西流約7ノット（kn）
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、霧で視界が制限された状況下、船折瀬戸に向けて今治市鶴島東方沖を約8knの対地速力で、手動操舵により北西進していた。</p> <p>船橋当直についていた航海士は、ジャイロコンパスの警報音が鳴り、連動していたレーダー画面が正常に表示されていないことを知ったものの、航行を続けた。</p> <p>本船は、船折瀬戸に入って南西進中、航海士が、他船を発見することが困難な状況で同瀬戸の航行を続けることができないと思い、引き返そうとして反転したところ、強潮流に圧流されて伯方島南方沖の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約4.0m、船尾約5.5mであった。</p> <p>航海士は、船折瀬戸の手前でジャイロコンパスの警報音が鳴っていたので、同瀬戸に入る前に錨泊していれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、霧で視界が制限された状況下、船折瀬戸に向けて北西進中、航海士が、レーダー画面が正常に表示されていないことを知ったものの、同瀬戸に入って航行を続けたことから、引き返そうとして反転した際、約7knの潮流に圧流され、伯方島南方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>

<b>原因</b>	本事故は、夜間、霧で視界が制限された状況下、本船が船折瀬戸に向けて北西進中、航海士が、レーダー画面が正常に表示されていないことを知ったものの、同瀬戸に入って航行を続けたため、引き返そうとして反転した際、約7knの潮流に圧流され、伯方島南方沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 視界が制限された状況下で狭い水道等を航行しようとする船舶は、航海計器等の異常を認めた場合、狭い水道等に入る前に錨泊して視界の回復を待つこと。</li></ul>